資料編
見かれが聞

## 1 山鹿市障害者支援地域協議会規程

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関 する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づき、本市におけ る障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)への支援の体制の整備に関する協 議及び障害を理由とする差別の解消に向けた協議を行うため、山鹿市障害者支援地 域協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
  - (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関すること。
  - (2) 相談支援の個別事例に係る支援のあり方に関すること。
  - (3) 相談支援事業の運営及び評価に関すること。
  - (4) 障害者等の支援に係る社会資源の開発及び改善に関すること。
  - (5) 障害者等に対する虐待の防止に関すること。
  - (6) 地域の関係機関の連携に関すること。
  - (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、障害者等への支援に関し必要な事項 (組織)
- 第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 社会福祉関係者
  - (3) 保健・医療関係者
  - (4) 教育・雇用関係機関の代表者
  - (5) 障害者関係団体の代表者
  - (6) 関係行政機関の職員
  - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 協議会に、専門の事項を調査及び検討させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部福祉援護課において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年5月20日から施行する。
  - (山鹿市障害福祉計画策定委員会規程及び山鹿市障害者自立支援協議会規程の廃止)
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
  - (1) 山鹿市障害福祉計画策定委員会規程(平成18年山鹿市告示第47号)
  - (2) 山鹿市障害者自立支援協議会規程(平成19年山鹿市告示第32号) 附 則(平成29年3月28日告示第20号)
  - この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第38号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。



# 2 山鹿市障害者支援地域協議会委員名簿

	委員氏名	所属	主な組織委員
会長	相藤 絹代	熊本大学・熊本学園大学非常勤講師	学歴経験を有する者
副会長	田代 桂一	一般社団法人 鹿本医師会副会長 (山鹿温泉リハビリテーション病院院長)	保健・医療関係者
委員	三浦 貴子	障害者支援施設 愛隣館 館長	
委員	下川浩美	山鹿市社会福祉協議会の介護保険係長	社会福祉関係者
委員	次木 萬寿夫	山鹿市民生委員•児童委員連絡協議会 副会長	
委員	鹿瀬島 智	山鹿市特別支援学級設置校 副会長 (山鹿市立鹿本中学校 校長)	
委員	宮﨑安代	菊池公共職業安定所 統括職業指導官	教育・雇用関係 機関の関係者
委員	田上雅春	山鹿市企業連絡協議会 副会長 (㈱ 九州エフテック代表取締役社長)	
委員	木下 幸美	山鹿市手をつなぐ育成会 副会長	障害者団体の関
委員	坂本 義照	山鹿市精神障害者家族会 (山鹿市きぼうの会 副会長)	係者
委員	吉原 繁	県北広域本部(菊池地域振興局) 福祉課課長	行政機関の関係 者

## 3 計画策定の経過

本計画の実施に当たっては、広く市民の皆様のご意見が反映されるように、障がい者団体や障がい福祉関係者、医療関係者、学識経験者で構成する「山鹿市障害者支援地域協議会」を設置して、策定作業にあたりました。

また、平成29年2月に市内企業の事業所及び平成29年5月には、障害者手帳をお持ちの方(無作為抽出)、障がい者支援団体や障害福祉サービス事業者を対象に、本市の障害福祉サービスについての現状とニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、今後のサービス提供の方向性を把握しました。(調査概要は本計画書の20ページから40ページに掲載しています。)

さらに、平成30年1月5日から平成30年2月4日まで、パブリックコメントを実施し、第5期障害福祉計画について、広く市民の皆様からご意見を求めました。

#### (1) 山鹿市障害者支援地域協議会

#### 平成 29 年度第1回山鹿市障害者支援地域協議会

日時: 平成 29 年 8 月 29 日(火) 午前 10 時~

場所:山鹿市役所 1階(101会議室)

議題:(1)山鹿市第2期障害者基本計画及び第4期章害福祉計画について

- ① 平成28年度までの取り組みについて
- ② 平成 29 年度の取り組みについて
- ア 重点施策における平成 29 年度の取り組み状況
- イ 各専門部会の平成 29 年度の活動について
- (2) 山鹿市第3期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定について
- ① 基本方針について
- ② 現状と課題について
- ③ 重点施策について

#### 平成29年度第2回山鹿市障害者支援地域協議会

日時: 平成 29 年 11 月 16 日(木) 午後2時~

場所:山鹿市役所 1階(101会議室)

議題:(1)第 1 回障害者支援地域協議会(総論)の修正について

(2)山鹿市第3期障害者計画(案)について

(3)山鹿市第5期障害福祉計画(案)について

(4)山鹿市第1期障害児計画(案)について

## 平成 29 年度第3回山鹿市障害者支援地域協議会

日時:平成30年2月19日(月)午後2時~

場所:山鹿市役所 1階(101会議室)

議題:(予定) 山鹿市第5期障害福祉計画(案) について

・前回(第2回協議会)の指摘事項及び修正内容について

## 2) パブリックコメント手続き

件 名	山鹿市第3期障害者計画・第5期障害福祉計画
17 6	・第1期障害児福祉計画について
公表場所	市ホームページ 山鹿市役所福祉援護課(1階) 各市民センターへの資料備え付け
募集期問	平成30年1月5日から平成30年2月4日
実施結果	

## 山鹿市第3期障害者計画 第5期障害福祉計画

## 第1期障害児福祉計画

発 行 山鹿市

編 集 福祉部 福祉援護課

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3

電話(0968)43-0052

発行日 平成30年3月

山鹿市第3期障害者計画 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画



熊本県山鹿市